



介護と仕事の両立をサポートします。

神戸大学では、家族に介護を必要とする者がいる職員は、その申し出により、介護休業、介護部分休業又は介護時間を取得することができます。詳細については、介護休業等に関する規程をご参照ください。

介護のための制度

	介護休業	介護部分休業	介護時間
概要	職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり、常時介護を必要とする対象家族を介護するための制度		
対象家族	(1) 配偶者(内縁関係を含む。以下同じ。) (2) 実父母又は養父母 (3) 子(特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子及び養育里親に委託されている子を含む。以下同じ。) (4) 配偶者の実母又は養父母 (5) 祖父母 (6) 兄弟・姉妹 (7) 孫 (8) 職員と同居している者で次に掲げるもの イ 職員の継父母 ロ 配偶者の継父母 ハ 子の配偶者 ニ 配偶者の連れ子 (9) 前各号に掲げる者のほか、大学が認めた者		
申出先	各制度の開始予定日の1週間前の日までに各種申出書を総務課職員係に提出		
取得期間	対象家族一人につき、要介護状態ごと3回を上限として通算186日(介護部分休業の日も含む)の範囲内で介護休業申出書により申し出た期間とする。(期間を定めて雇用される職員は93日)	所定労働時間の始め又は終わりにおいて、4時間を超えない範囲内で、職員が行う介護の状態から必要とされる時間について、1時間単位での休業を請求することができる。	対象家族を介護するため、介護休業及び介護部分休業とは別に、労働時間等規程により定められた所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、30分単位で勤務しないことを請求できる。(開始から連続する3年の期間内)
給与	介護休業をしている時間については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。 要介護となった家族のために介護休業を取得し、一定の要件を満たす場合、ハローワークへの申請により介護休業給付金を受給することができる。		
身分	職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。		
適用除外者	介護休業申出の日から起算して93日以内に退職することが明らかな者	—	—
	1週間の所定労働日数が2日以下の者		

神戸大学の介護支援制度

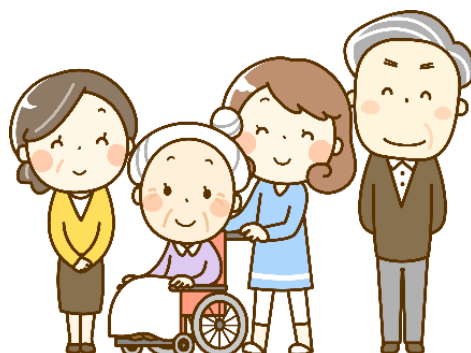
介護と仕事の両立をサポートします。

介護のための制度

	概要
所定労働時間 以外の勤務	介護を行う職員が、家族の介護のために請求した場合、所定労働時間を超えて勤務を命じないものとする。
深夜労働	家族の介護を行う職員が請求した場合、深夜(午後10時から午前5時まで)の時間に勤務を命じないものとする。

介護のためのその他の制度

	早出・遅出勤務	特別休暇
概要	対象家族を介護する場合、あらかじめ請求することにより、1日の労働時間の長さを変えることなく、1日単位で始業・終業時刻を繰り上げ・繰り下げすることができる。	職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により2週間以上にわたり、常時介護を必要とする家族を介護するために勤務しないことが相当であると認められる場合に請求できる。
取得期間	1日単位	1年において5日 (要介護者が2人以上の場合は10日)
手続き	早出・遅出出勤請求書に記入し、事前に請求	特別休暇簿の必要な事項を記入し申請



介護支援情報(神戸市の例)

介護お役立ち情報をご紹介します。

神戸市の介護に関するお役立ち情報の一部をご紹介しますので、ご参考にしてください。

介護関連情報

	概要	
神戸ケア ネット	(神戸市介護保険のページ) 介護保険に関する詳しい情報を提供しています。 ※「介護保険のあらまし」のパンフレットをご参照ください。	

介護相談窓口

	概要	事業内容
あんしん すこやか センター	(高齢者の介護相談窓口) 「あんしんすこやかセンター」は、 「地域包括支援センター」の神戸市 における愛称で、高齢者の介護や 見守りなどに関する相談窓口です。 あんしんすこやかセンターの職員は、 保健・介護・福祉の資格を持つ専門 職で、高齢者に関するさまざまな 相談を受け、必要な支援に つなげます。 	① 要介護(要支援)認定の申請代行 ② 介護予防サービス計画の作成 (介護予防ケアマネジメント) ③ 家族介護者への支援 (介護リフレッシュ教室) ④ 高齢者の権利を守る (権利擁護支援) ⑤ 地域での支え合い活動の支援 ⑥ ケアマネージャーや病院など関係 機関との連携 (包括的・継続的ケアマネジメント支援)
えが おの 窓口	「えがおの窓口」は、「指定居宅介護 支援事業者」の神戸市における愛 称で、介護が必要な方が介護保険 のサービスを適切に利用できるよ う、様々な手続きや連絡調整を行う 事業者です。 	① 要介護(要支援)認定申請の代行 ② ケアプランの作成とサービス調整 (ケアマネジメント) 